

連載 『会社運営に役立つ法制度』

第10回 実質的支配者情報の申告～設立時のルールが厳格に～

2018年11月30日以降、株式会社・一般法人を設立する場合には、法人の実質的支配者が暴力団員及び国際テロリスト等（以下「暴力団員等」という。）ではないことについて、公証役場への申告が必要となります。

これはマネーロンダリングやテロ資金供与のために法人が隠れ蓑のように利用されることを防ぐことを目的とした改正です。近年、商業法人登記の分野では、実務への影響が大きい制度変更が続いて行われています。

そこで今回は、この度の改正点と近年行われた主な改正点をまとめて解説いたします。

1. 11/30(金)～、設立時に必要となる定款認証において、法人の「実質的支配者」の申告が必要となります。

①実質的支配者とは？

株式の議決権の保有比率が50%を超える個人や、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業に支配的な影響力を有すると認められる個人などが該当します。

②申告する内容は？

実質的支配者の住所・氏名・国籍・生年月日・性別・議決権割合等の情報、当該実質的支配者が暴力団員等への該当するか否かについて申告する必要があります。

申告書の様式は、日本公証人連合会のHPで公表されています。

(<http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20181130.html>)

③具体的な影響は？

- i) 申告書を提出しない場合や、実質的支配者が暴力団員等に該当すると判断された場合には、定款認証が認められないこととなります。
- ii) 認証された定款には、「嘱託人は、『実質的支配者となるべき者である何某は暴力団員等に該当しない。』旨申告した。」旨の文言が記載されます。
- iii) 申告内容について、「申告受理証明書」の交付を請求することができるようになります。

2. 近年の変更ポイント

商業法人登記の分野では、法人や役員個人の実在性や登記の真実性の担保のための**規制強化**と、グローバル化への対応等の**規制緩和**に向けた制度の見直しが平行して行われています。

主な変更点は以下のとおりです。

① 規制強化：法人や個人の実態把握及び登記の真実性担保の厳格化

施行日	項目	内容
2015年2月27日～	本人確認証明書	取締役や監査役等の就任（再任を除く）の登記を申請する場合に、住民票や運転免許証の写しなどの本人確認証明書の提出が必要となった。
	代表取締役の辞任届	代表取締役（法務局への印鑑提出者に限る）の辞任届に、個人実印の押印及び印鑑証明書の提出又は会社実印の押印が必要となった。
2016年10月1日～	株主リスト	株主総会の決議又は株主全員の同意を要する事項について登記を申請する場合に、株主リストの提出が必要となった。
2018年11月30日～	定款認証時の実質的支配者情報の申告	本レポート上記1のとおり。

② 規制緩和：グローバル化にむけた運用の柔軟化等

施行日	項目	内容
2015年3月16日～	代表取締役の住所地	代表取締役の全員の住所が海外にあることが認められることとなった。 なお、従前は代表取締役のうち少なくとも1名の住所が国内にあることが必要であった。
2016年6月28日～	サイン証明書の発行元	やむを得ない場合には、日本の公証人又は居住地の官憲が発行したサイン証明書を提出することが認められることとなった。 なお、従前は本人の本国官憲の発行するものである必要があった。
2016年12月20日～	設立時の出資金の払込先口座	内国銀行の外国支店の口座への払込みが認められることとなった。

3. 今後の見通し

現在、内閣府規制改革推進会議において**行政手続コストの削減**の検討が進められており、商業法人登記は、重点分野の一つとして位置づけられています。

一方、マネーロンダリングやテロ資金供与等を防止するため、**法人の透明性**を高めることは、国際的な要請でもあり、我が国経済の信用力を向上させるにあたっての課題とされています。

商業法人登記の分野では、これらの双方の観点からの制度の見直しが、今後更に加速していくことが予想されます。

（文責：司法書士・行政書士 小野絵里）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

福岡オフィス 司法書士 森田良彦 / 司法書士・行政書士 小野絵里 / 司法書士 丸山主税

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋 1 丁目 1 番 1 号 八重洲ダイビル 5F

TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町 1 番 1 号 松永ビル 1F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町 4 番 1 号 太陽生命熊本第 2 ビル 6F

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 8 号 福岡天神センタービル 3F

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街 8 番 2 7 号 第 1 6 岡部ビル 1 0 F

TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751